

世界唯一の技術

メロディーロード[®]の特許技術

特許第 4708354 号

1、コンクリート及び舗装道路に横方向に切削された溝とその溝の上を走行する車両のタイヤとの接触音がメロディーとして聞こえる道路及びその設計技術。



北海道標津町川北
知床旅情



和歌山県紀美野町
見上げてごらん夜の星を

図面

一般施工図



2、上述の接触音がメロディーを奏できるように、車両の速度およびメロディーをなす周波数の変化により設定された溝間隔が、各々の音階（周波数）を発生するように仕組みられた道路及びその設計技術。



広島県世羅町
トトロ・さんぽ
楽譜の音階と車速によって決められる溝間隔

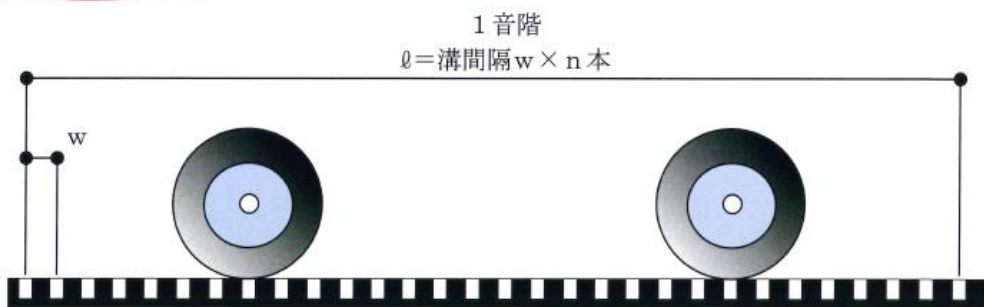
北海道標津町川北
知床旅情
左溝間隔—狭い—高音の発生
右溝間隔—広い—低音の発生



まずアスファルト舗装道路に切断する位置に印をつけます。

どんな形をしているの？

距離 ℓ の間に等間隔に切り込んだ溝を n 本設置して1音階となります。法定速度に合わせて施工することができます。

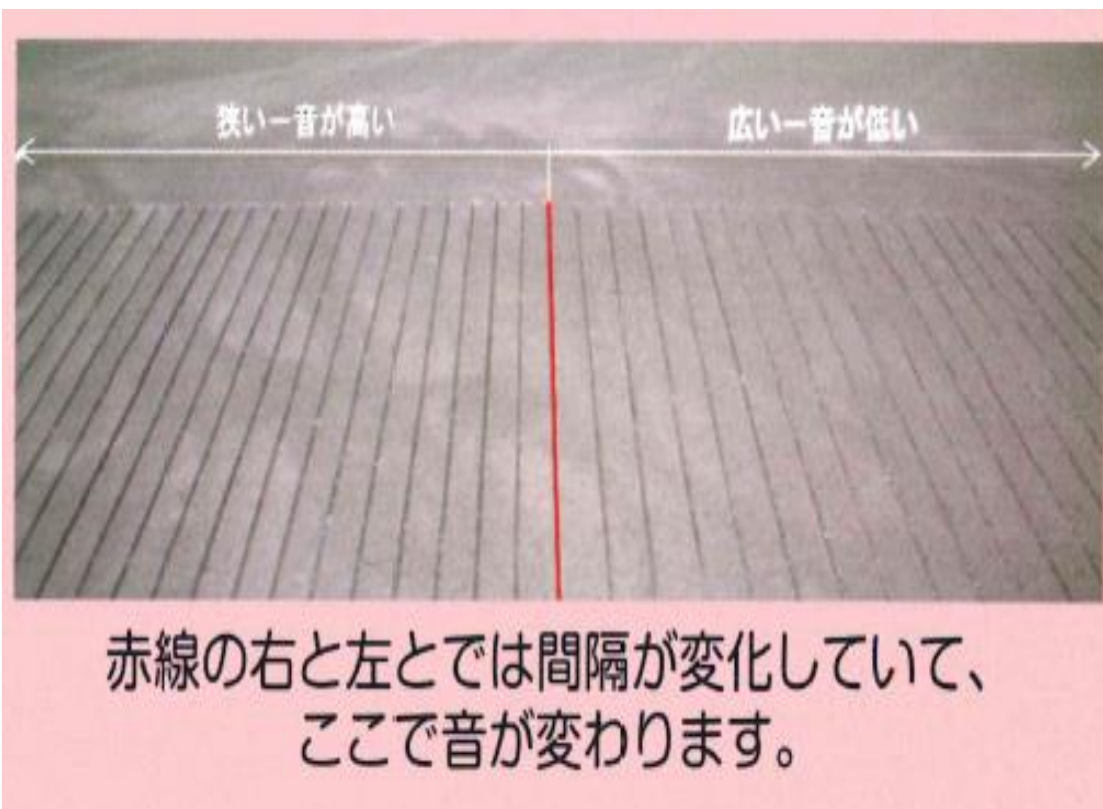


- 3、舗装道路にメロディーをなすように、適当に各々の音階（周波数）を発生するように組まれた横方向に切削された溝が各々の音符長相当音の発生に必要な距離を有している舗装道路及び設計技術



安芸高田市 「神楽 紅葉狩り」
笛の音、大太鼓、小太鼓、鐘などを
左右のタイヤに担わせて複雑な音
楽を発生させる技術。

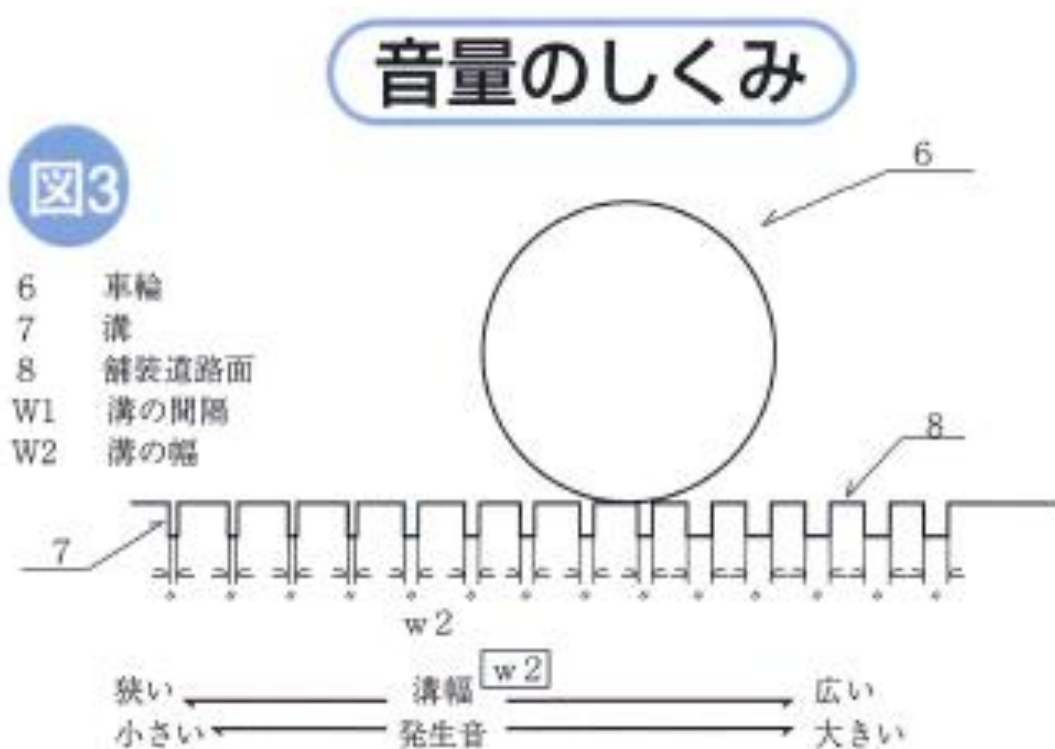
長野県茅野市
ダンロップメロディーロード
車速によって決められる音の
発生距離



4、期待するメロディーが音の強弱によって表現されるとき、設定される溝の切削幅を適当に変化させることによって音量の変化によるメロディーの高度な表現を可能とする設計技術。



切削する溝幅を変化させることによる音量の変化
溝幅の変化 大 ← 音量 (ボリューム) → 小



※ご注意! 上記の技術は平成 23 年 3 月 25 日に日本特許庁に特許査定登録されました。

舗装路面に切削される溝に音楽的要素を挿入することにより、発生する走行音がメロディー（奏音）として聞こえる**世界唯一の特許技術**であるため、特許権利者の許諾なしに本技術を業として利用した場合また業として本技術の利用により作られる製品の製作を行うための機械の所持、また業として本技術の利用により作られた商品の所持、利用は本技術への侵害行為となる恐れがあります。

特許侵害は特許法により処罰されることがあります。

5、上記技術の応用

上記技術を用いることによる擬音、擬声音を発生させる技術。

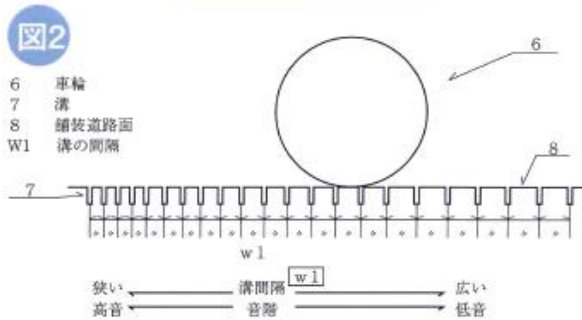


標津町「しゃべる道路」
 交差点です、止まってください
 音階、音量の特性を溝の一本一本に仕組んで擬音、擬声音を発生させる技術。

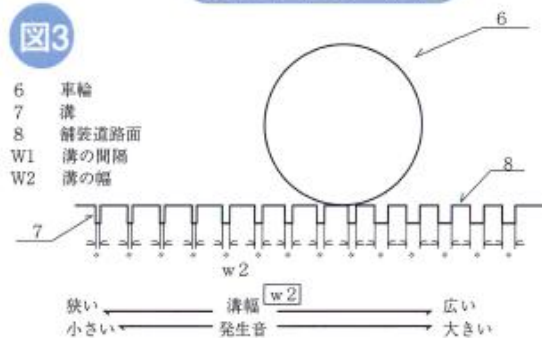


沖縄 名護市
 二見地区「二見情話」
 音階、音量の特性を溝の一本一本に仕組んで音声、さんしんの音を発生させる技術。

音階のしくみ



音量のしくみ



下記は本技術が特許審査・査定された時の参考とされた特許先行文献です。

- 1、音響道路 特開平 2-8401
- 2、道路施工方法 特開平 8-246406
- 3、空気入りタイヤ 特開平 7-205616

また、本技術が特許とならないとする刊行物の提出書がありました。

- 1、刊行物等提出書 差出日平 22.4.2 受付日平 22.4.5 作成日平 22.4.21・・・ 2件
- 2、刊行物等提出書 差出日平 22.12.8 受付日平 22.12.9 作成日平 22.12.28・・・ 2件

特許審査において上記の特許先行文献が参考とされ、さらに特許とならないとする刊行物の提出書等の提出がありました。しかし、厳正な審査が行われ、平成 23 年 3 月 25 日に**世界唯一の技術**として特許登録されました。

本技術の開発に当たり平成 16、17 年に北海道標津郡標津町字川北 7 線標津町々道において実証実験を行いました。前述、本技術の開発に係るパンフレットの絵図、実証実験の場所、実証実験の結果・データ、実証実験の状況写真、当社が開発した技術、開発した施工機械等を当社の許諾または許可無く他社が他の技術登録（NETIS 等）、技術説明等に利用、掲載することは著作権の侵害、虚偽表示記載となることがあります。

参考関連法律	特許法	第四章	特許権	第一節	特許権	(特許の要件)	第二十九条
						(侵害とみなす行為)	第一百一条 (一～六)
						(過失の推定)	第百三条
						(生産方法の推定)	第百四条
						(虚偽表示の禁止)	第百八十八条 (一～五)

不正競争防止法 第 2 条 (定義) (十三)

商標法 第 74 条 (虚偽表示の禁止) (一～五)

特許法第101条

次に掲げる行為は、当該特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす

- 一 特許が物の発明についてされている場合において、業として、その物の生産にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
- 二 特許が物の発明についてされている場合において、その物の生産に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であつてその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
- 三 特許が物の発明についてされている場合において、その物を業としての譲渡等又は輸出のために所持する行為
- 四 特許が方法の発明についてされている場合において、業として、その方法の使用にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
- 五 特許が方法の発明についてされている場合において、その方法の使用に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であつてその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
- 六 特許が物を生産する方法の発明についてされている場合において、その方法により生産した物を業としての譲渡等又は輸出のために所持する行為。

1. 我が国における特許権の効力が及ばない「試験又は研究」について

1) 沿革及び意義

①沿革

我が国特許法における特許権の効力が及ばない「試験又は研究」に関する規定は、1909年（明治42年）に制定された特許法において、「研究又ハ試験ノ爲ニスル特許發明ノ應用」（第29条第1号）及びそのような研究又は試験「ニ依リ製作シタル物」（同条第4号）には、特許権の効力は及ばないと規定されたのに始まる。

続く大正10年特許法においても、明治42年法の規定は引き継がれ、「研究又ハ試験ノ爲ニスル特許發明ノ實施」（第36条第1号）には特許権の効力が及ばないことが規定された。その後、1959年（昭和34年）の法改正により、特許権の効力が及ぶ範囲を「業として」の実施に限定する規定がおかれた（第68条）。一方、試験又は研究については、第69条第1項に大正10年法とほぼ同様の規定がおかれた。

②第69条第1項の意義

特許法の目的は、「発明を奨励し、もって産業の発展に寄与すること」（第1条）にある。こうした法目的の下、技術の進歩を目的とする試験又は研究についてまで特許権の効力を及ぼすことは、却って技術の進歩を阻害し、産業の発達を損なうことになる。よって、第69条第1項は、特許法の法目的を実現するために、特許権の効力が及ばない範囲として「試験又は研究」のためにする実施を規定し、特許権者と公益との調和点を立法的に解決し

ている。

上記のとおり、昭和34年法改正により特許権の効力が「業として」の実施に限定されたため、第69条第1項は、業としての試験又は研究のためにする実施について適用される。なお、当然のことながら、業としての実施ではない試験又は研究のためにする実施には、特許権の効力は及ばない。

(2) 判例及び学説における解釈

① 「業として」に関する解釈

我が国の特許法は、「業として」ではない特許発明の実施にはそもそも特許権の効力は及ばないとしているが、「業として」の実施の具体的内容は法文上明らかではなく、また判例の蓄積も無いため、専ら学説に委ねられている。多数説では、「業として」の実施とは、産業とは関係のない実施、すなわち個人的あるいは家庭的な実施以外のものを指すと解されている。ここでいう産業とは、営利を目的とするものや事業の目的の範囲内という限定を受けることなく、事業に関連あるものすべてが含まれる。つまり、経済活動の一環として権利が実施される以上、営利を直接の目的としていなくても「業として」の実施と言え、営利事業ではない公共事業、医療業や弁護士業等においてなされる実施も「業として」の実施に当たるとされている。

こうした解釈に従えば、大学等における試験又は研究も「業として」の実施であるとされる可能性が高い。

政府の改正案では、第36条第3号に「又ハ第一號ノ實施ニ依リ製作シタル物」という規定がおかれていたが、衆議院での審議の結果、削除された。

清瀬一郎『特許法原理』（東京：特許法原理覆刻刊行委員会、1985年）169頁。

特許庁編『工業所有権法逐条解説〔第16版〕』（東京：発明協会、2001年）209頁。

(1) 特許侵害罪（196条1項）

特許権又は専用実施権を侵害した者は、5年以下の懲役または500万円以下の罰金に処せられる。当該特許侵害罪は、刑罰による威嚇をもって二次的侵害を防止せんとするものである。本罪は、平成10年改正により非親告罪になった（196条2項）。例え、個人的な経済的利益保護の規定であっても、現代社会における特許権侵害は、占有侵奪犯と同等またはそれ以上の社会秩序破壊力を実証しているとの認識の下に非親告罪とした。本罪は、故意犯しか規定していないので、特許侵害罪でも故意が認定される必要があるが、特許請求の範囲に属しているか否かの判定の故意の立証が困難である。又、無効審判が確定すると、特許権侵害罪の有罪判決が確定した事件について、再審の請求が認められる（刑事訴訟法435条5号）。尚、法人の特許侵害罪には、両罰規定によ

り罰金刑が科せられるが、平成 10 年改正でその罰金刑が 1 億 5000 万円以下に加重されている（201 条 1 号）。

(2) 詐欺行為の罪（197 条）

特許庁審判官への虚偽の証拠の提出等詐欺の行為により特許設定登録、特許権の存続期間の延長登録、登録異議の申立てについての決定又は審決を受けた者は、3 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金に処せられる。

本条の両罰規定について平成 11 年改正法により罰金刑の上限が 1 億円にまで引き上げられている（201 条 2 号）。

本罪についても、非親告罪とされている。蓋し、特許庁に置ける審査とか審判への信頼性を確保するという国家的法益の保護を目的としているからである。

本罪の「詐欺の行為により」特許設定登録等を「受けた」とは、詐欺すなわち犯人の欺もう行為による相手方の錯誤に起因する処分行為により犯人が不当な利益を得るという因果関係の存在が必要である。

(3) 虚偽表示の罪（198 条）

特許に係る物に特許表示を付することは、特許権者、専用実施権者または通常実施権の権限であると同時に、それを付するように努めなければならない（187 条）とされているが、それ以外の物に特許表示を付するなどの行為をすることは、虚偽表示として禁止されている（188 条）。これらに違反した者は、3 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金に処せられる（198 条）。

本人が本罪を犯した際は、両罰規定により、平成 11 年改正により罰金刑の上限が 1 億円に引き上げられた。その禁止範囲は具体的に前記 188 条の各号に記載されている。

- ①その製品とか包装に特許表示とかこれに紛らわしい表示を付する行為（1 号）。
- ②前記①の表示を付した物を譲渡したり、貸し渡したり、そのために展示する行為（2 号）。
- ③広告にその物の発明が特許に係る旨表示し、またはそれと紛らわしい表示をする行為（3 号）。

④広告にその方法の発明が特記に係る旨表示し、またはそれと紛らわしい表示する行為（4号）。

(4) 偽証の罪（199条）

その罪を犯した者であっても、当該事件の判定の謄本が送達され、又は特許異議の申立てについての決定若しくは審決が確定する前に自白したときは、その刑を軽減し、または免除することができる（199条2項）。

ここに、「虚偽の陳述」等の意義については、それが陳述者の主観的な記憶を基準とするのか、客観的な真実を標準とすべきかについて論争があるが、主観設が有力である。